⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答)」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲)」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　6(1)１）の認定（6(1)１）の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6(1)１）の認定を受けていない構成員が6(1)１）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、6(1)１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに6(1)１）の認定又は6(1)１）の一般競争参加資格がないとの認定（6(1)１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。)を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「平成28―31年度長安口ダム選択取水設備工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 28 年 5 月 12 日

分任契約担当者

国立研究開発法人科学技術振興機構

契約部長　岩田　一彦

◎調達機関番号　566　◎所在地番号　13

○第 28―102 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　16、71、27

⑵　導入計画物品及び数量　事務処理用電子計算機システム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　平成29年９月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　調達するシステムは、事務処理用端末の管理に必要となるサーバ群、プリンタ共有サーバ、2,000台以上の事務処理用端末で構成されること。なお、事務処理用端末は「パソコン」、又は「シンクライアント」のいずれかとするが、本要求要件を満たすシステム構成の資料はどちらも提示すること。

B　サーバ、事務処理用端末のオペレーションシステムは、MicrosoftWindows、Linux、UNIX、Unix系のいずれか、または適切な組み合わせとすること。

C　以下の管理機能を有していること。

①　ユーザ、及び事務処理用端末の管理

②　サーバ管理（稼働監視、リソース管理（ＣＰＵ、メモリ、ＨＤＤ等))

③　ソフトウェア管理（ソフトウェアの配信、及び配信状況等）

④　サーバ、及び事務処理用端末に対するリモート操作

⑤　ウイルス対策

⑥　無線ＬＡＮアクセスポイントへの接続制限

⑦　遠隔データ消去

⑧　セキュリティ監査とファイアーウォールによるアクセス制限

D　情報セキュリティが万全であること。

E　障害対策が万全であること。

F　省エネルギー、省電力運用が可能であること。

G　以上の条件を満たし、且つシステムを維持するために充分な保守管理体制が提供できること。

H　システムが保有するデータは基本的に全て移行するとともに、現行システムからの円滑な更新が可能であること。

I　ソフトウェアを含むシステムの更新や障害に対して即時に対処でき、安定した運用が可能であること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の特定役務に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　提供招請する資料等

①　提案書

②　カタログ

③　定価証明書、及び納入実績

④　納入に要する期間に関する資料

⑤　支援体制に関する資料

⑥　その他、必要と思われる資料

⑵　提供先（連絡窓口）　〒102―8666 東京都千代田区四番町５－３　国立研究開発法人科学技術振興機構　契約部　契約業務課　担当　田上奈津子・長瀬美奈子　電話03―5214―7996　ＦＡＸ03―5214―8433

Ｅメール　keiyakuk@jst.go.jp

⑶　資料の提供期限　平成28年６月27日15時00分（郵送の場合は必着のこと）

⑷　資料の提供期限

ⅰ）資料等を提供する際には、組織の代表者名で、本件招請に対する応募の意思を明確に示す書面で提供すること。

ⅱ）提供資料等に関する照会先を明記すること。

ⅲ）提供資料等は日本語で６部提出すること。

⑸　追加情報の照会先　追加情報の照会又は本説明書に関する問い合わせは、下記の期限までに、日本語文書により、電子メールにて、上記２⑵の「連絡窓口」へ行うこと。

①　期限　平成28年６月８日17時00分

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して調達説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成28年５月12日から平成28年６月27日まで

⑵　交付場所　本公表日から下記ＵＲＬよりダウンロード可能。窓口交付の場合は上記２⑵のにて交付する。

ＵＲＬ：http://choutatsu.jst.go.jp/

4　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。

⑴　開催日時　平成28年５月26日10時30分

⑵　開催場所　〒102―8666 東京都千代田区四番町５－３　国立研究開発法人科学技術振興機構　住宅棟１階会議室（導入説明会へ参加を希望する者は、平成28年５月24日17時00分までに、上記２⑵の連絡窓口宛にＦＡＸにより申込を行うこと。）

5　その他　提案各社に対し、必要に応じ、本提案資料の記載内容等についてヒアリング等を行う場合がある。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

6　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 16, 71, 27

⑵　Nature and quantity of services to be required : Business Computer System. 1 set

⑶　Type of the procurement : Rent

⑷　Basic requirements of the procurement :

A　The system should consist of server-type computers which manage user terminals for office workers, print-sharing servers and more than 2000 user terminals. User terminals should be composed of Personal Computer or ThinClient terminal. In both cases, documents of system components which meet the requirements of this specification are required to be submitted.